

障発0331第4号
社援発0331第17号
令和2年3月31日

各都道府県知事殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」の
一部改正について

福祉サービス第三者評価事業については、平成30年3月26日付け子発0326第10号、社援発0326第7号、老発0326第7号「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について（以下「第三者評価指針改正通知」という。）により、平成26年4月1日付け雇発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」が一部改正され、社会福祉法人制度の見直しなど、関連制度の改正等による本事業を取り巻く環境の変化に対応するため、共通評価基準等の見直しがなされたところである。

一方、障害福祉サービス事業所等における第三者評価事業については、平成29年2月2日付け障発0202第3号、社援発0202第6号「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」により実施しているところであるが、第三者評価指針改正通知を踏まえ、本通知を改正することとし、その内容等を別紙のとおり整理したので通知する。

各都道府県におかれては、貴管内市区町村、第三者評価機関及び福祉サービス事業者等に対する周知についても併せてお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添える。

障害福祉サービス事業所等における第三者評価共通評価基準の解説版について

障害福祉サービス事業所等での評価が効果的に行えるように、趣旨が変わらぬように配慮して、以下のように「1. 共通評価基準の改定」、「2. 用語の読み替え」、「3. 内容の加筆・修正等」を行っている。

1. 共通評価基準の改定

(1) 「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正」の一部改正について」(平成30年3月)

○厚生労働省より「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正」の一部改正について」(平成30年3月)が通知され、福祉サービス第三者評価基準ガイドライン、福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドラインが改定された。

○この改正は、社会福祉法人制度の見直しなど、この間の関連制度の改正等による第三者評価事業を取り巻く環境の変化に対応するために行われたものである。

(2) 障害児者福祉サービス版第三者評価基準ガイドラインの改定

○共通評価基準は、各福祉施設・事業所の種別に関わりなく共通的に取り組む事項に関し評価する基準であり、障害児者福祉サービス版共通評価基準ガイドラインは、平成30年3月26日の「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正」の一部改正について」のもとに改定した。

○障害者・児の福祉施設・事業所での評価が円滑に実施できるよう、障害者・児支援の内容等を踏まえ、共通評価基準ガイドライン本来の趣旨が変わらぬように配慮し、用語の読み替え及び、障害者・児支援の内容を踏まえ解説の追加等を行った。

2. 用語の読み替え

共通評価基準	障害者・児版
福祉サービス実施計画 個別の福祉サービス実施計画 個別的な福祉サービス実施計画	個別支援計画
福祉サービス実施計画策定の責任者	サービス管理責任者等

個別支援計画（施設障害福祉サービス計画、居宅介護計画、療養介護計画、生活介護計画、就労継続支援計画、児童発達支援計画、入所支援計画等）

3. 内容の加筆・削除等について

内容の加筆・削除等した点は対照表のとおり。

< 参考 >

平成17年度ガイドライン

- 障害者・児版共通評価基準ガイドライン
- 障害者・児版内容評価基準ガイドライン

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正

(平成26年4月1日)

- ・ 共通評価基準ガイドライン改正 (45項目)
質の向上に向けた組織づくりの促進のためのガイドラインの見直し、
「評価基準の考え方と評価の留意点」の記載内容等の全面的な見直し
- ・ 公表ガイドライン改正

平成28年度ガイドライン

共通評価基準ガイドライン(45項目)への追加等

: 共通評価基準ガイドライン(H26年:45項目)について、障害者・児福祉サービスの特性等を踏まえ追加等を行う

「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正」の一部改正

(平成30年3月26日)

- ・ 共通評価基準ガイドライン改正 (45項目)
社会福祉法等の一部改正(平成28年3月31日)による社会福祉法人制度改革
に関連する事項等を踏まえ、関連項目を改定

令和2年度ガイドライン

以下の対照表のとおり、改正する。

障害児者福祉サービス版共通評価基準ガイドライン(45項目)への追加等

: 共通評価基準ガイドライン(H30年:45項目)の改定内容を反映させるとともに、必要な文言の修正等を行う

障害者・児福祉サービス版共通評価基準ガイドライン(解説版)

- ・ 共通評価基準ガイドライン(改正後の評価項目等の一覧)【別添1-1】

- ・ 共通評価基準の判断基準等ガイドライン(改正全文)【別添1-2】

: 各評価項目等の判断基準、評価の着眼点、評価基準の考え方と評価の留意点に主な追加事項等を反映した解説版(全文)。

障害者・児福祉サービス版内容評価基準ガイドライン

: 障害者・児福祉サービスの特性等を踏まえた支援内容に関する評価項目等(共通評価基準への付加項目)

- ・ 内容評価基準ガイドライン(改正後の評価項目等の一覧)【別添2-1】

- ・ 内容評価基準の判断基準等ガイドライン(改正全文)【別添2-2】

: 各評価項目等の判断基準、評価の着眼点、評価基準の考え方と評価の留意点を記載した全文